

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成24年10月24日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

10月24日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第44号所管分の審査 .....	2
補足説明（教育次長、教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（安藤薫委員、大澤千恵子委員、柴田繁勝委員）	
採決 .....	16
閉会の宣告 .....	16

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成24年10月24日(水) 午前10時 3分 開会  
午前11時20分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 柴田繁勝	委員 大澤千恵子
委員 渡辺慎吾	委員 安藤 薫	

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	教育長 和島 剛	
教育次長兼次世代育成部長 馬場 博		
教育総務部長 登阪 弘	総務課長 岩見賢一郎	子育て支援課長 木下伸記
次世代育成部次長兼教育センター所長 前馬晋策	教育政策課長 若狭孝太郎	
こども教育課長 小林寿弘	教育推進課長 撰田裕美	児童相談課長 北橋ひとみ
生涯学習部長 宮部善隆	同部次長兼文化スポーツ課長 布川博	
生涯学習課長 柳瀬哲宏		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

### 1. 審査案件

議案第44号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分

(午前10時3分 開会)

○森西正委員長 ただいまから、文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きのうは雨がしっとりとよく降りましたけれども、きょうは打って変わってお天気になりました。皆さん方には、お忙しいところ、文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

きょうは、一昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一旦、中座させていただきます。

○森西正委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第44号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

馬場教育次長。

○馬場教育次長 議案第44号、平成24年度一般会計補正予算(第2号)のうち、次世代育成部所管につきまして、補足説明をいたします。

まず、歳入でございますが、10ページをござんください。

款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金、節4、児童福祉費補助金のうち、地域福祉・子育て支援交付金(特別枠)につきましては、市内の小学校3年生から6年生を対象に、学

ぶ意欲と自学自習力を基盤とした学力向上の取り組みとして、土曜日の学習室を開催する子どもの学び居場所づくり事業と図書資料の購入等により、子どもたちが身近な地域で本に触れる機会の提供を推進する市民図書館運営事業に対する交付金で、その事業費の全額192万7,000円が大阪府から補助されるものでございます。

次に、歳出でございますが、16ページをござんください。

款9、教育費、項1、教育総務費、目3、教育センター費につきましては、先ほど申しあげました子どもの学びの居場所づくり事業に関する取り組みとして、学習室での学びの支援として退職教職員等をサポーターとして配置するための報償費のほか、学びの環境づくりのための図書資料や教材を購入するための消耗品、備品購入に要する経費でございます。

この財源として、先ほど歳入で説明いたしました府補助金が全額充当されます。

また、節13、委託料、学校ICT化支援委託料につきましては、学校ICT化支援事業において、中学校区に1名、教育情報化コーディネーターを配置し、学校現場における情報活用能力育成の実践を支援するために要する経費で、その事業費の全額が、歳入の10ページにございます緊急雇用創出基金事業補助金の一部として大阪府から補助されるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)、次世代育成部に係ります補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 登阪教育総務部長。

○登阪教育総務部長 議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、教育総務部が所管してお

ります事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回補正いたすものは、予算書の3ページ、第2表、債務負担行為の補正でございます。事項といたしましては、学校給食調理業務等委託事業で、期間は平成25年度から平成27年度まで、限度額といたしましては、1億9,800万円でございます。内容は、小学校給食調理業務委託料で、現在委託しております鳥飼西小学校と鳥飼北小学校、さらに平成25年4月より予定しております味舌小学校の3校分で、1校当たり年間2,200万円で、委託期間を3年間と設定しております。

なお、平成22年第3回の議会にて可決いただきました債務負担行為の補正では、現在、契約しております鳥飼西小学校の給食調理業務委託料として、期間を平成23年度から平成25年度とし、また、限度額6,150万円を設定させていただきましたが、鳥飼北小学校や今後の委託校拡大も見込み、契約年度を合わせるにより、効果的・効率的な委託ができるよう、鳥飼西小学校の業務委託期間を2年間として契約を締結させていただいております。

以上、平成24年度摂津市一般会計補正予算のうち、教育総務部に関わります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳出につきまして、生涯学習部に関わります部分について補足説明をさせていただきます。

16ページ、款9、教育費、項6、図書館費、目2、図書館管理費の増額は、大阪府地域福祉・子育て支援交付金の1

0分の10補助として、子ども読書活動を推進するため、身近で本に親しんでもらえるような図書環境の充実を目的とした読み聞かせ会の実施に要する図書、及び図書館器具費の計上によるものでございます。

以上、生涯学習部に関わります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、議案第44号について、二つの項目について伺いたいと思います。

一つ目は、今ご説明いただきましたが、緊急雇用創出基金事業補助金を使った学校ICT化支援委託料についてでございます。

このICTに関連する事業といたしましては、平成21年10月に、学校や幼稚園の校内LAN整備工事であるとか、地デジ工事、それから電子黒板、パソコンとか、デジタルテレビが各学校に配置される予算が組まれて、繰越明許等があって平成22年に完了したものだということだと思います。

その際にも幾つか、何回かお伺いをしたかと思いますが、学校現場でこのようにデジタル機器を活用して学習の内容に生かしていくんだということでありまして、どのように活用されているのか。それから、今までと教え方が大きく変わっていくということで、この活用する方のスキルアップをどのようにされているのかということもお聞きしてたと思います。

そんな中で、ICTサポーターを派遣して、月1回から2回の研修を行ったりとか、大阪府教育センターと連携して研修も実施してきたというようなことをお答えいただいていたかというふうに思い

ます。

今回、この委託の事業は、情報化コーディネーターを中学校ごとに配置されるということでもありますけども、これまでの取り組みの到達点ですね、どのように活用されているのか、活用の実態。それから、学校や先生の間でも、やはりそのスキル問題がありまして、大分、差が当然あってしかるべきだと思いますが、その辺の格差の是正であるとかいうような取り組みと到達。それから、今回の情報化コーディネーターを配置することによっての効果をお聞かせいただきたい。

あわせて、今回のコーディネーターについては、どのぐらいの期間、配置ができるのかということについても、お聞きしておきたいと思います。

二つ目は、債務負担行為の件です。小学校給食の調理業務の委託の件でございます。

一昨日の本会議で少しお聞きしましたが、鳥飼西小学校で3年間の債務負担行為をしていたけれども、契約の際に、鳥飼北小学校の更新時期に合わせるということで2年の契約をしたということで、私は、この点については本会議でも申し上げましたように、債務負担行為ともちろん契約というのは、直接全く同一のものかと言えば違うのかもしれませんが、議会に対する説明、それから業者選定においては、やっぱり3年間というスパンの中で、どのように給食業務をやっていくのか、委託していくという大事な問題であって、これが2年でやられたということに、実は非常に遺憾に思っております。改めて、そのことについては申し上げておきたいと思います。その上で質問していきたいと思います。

学校給食調理業務の民間委託について、この間も何度も意見を申し上げてきまし

たし、議論もしてまいりました。

今回、味舌小学校を新たに追加して、鳥飼西小学校も契約を早めて、3校同時でちょうど更新時期もしくはスタート時期を迎えるというときに当たりまして、改めて給食のあり方、調理業務の民間委託が本当にいいのかどうかというのを、もう一回、原点に立ち戻って考えるチャンスではないかなと私は思っているんです。

学校の調理業務の民間委託については、安全・安心の責任を直接負うべき学校給食を、常に偽装請負という、法を脱するようなものだと疑いがかかるような民間委託をやっていると。この際、こういうやり方を改めて、学校給食法に基づいて直接、調理員を雇用して給食を運営していく見方に見直していくべきではないかというふうに思うんですけれども、その点についてのお考えを最初にお聞きしておきたいと思います。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

撰田課長。

○撰田教育推進課長 学校ICT化支援事業に関わりますご質問にお答えいたします。

平成23年1月に、これまで導入いたしましたICT機器に関しましては、先ほど質問にもございましたように、ICTサポーターを月1回から2回派遣し、基本的な操作を中心として研修を行ってまいりましたが、そのICTサポーター派遣は平成24年6月で終了いたしました。今回のこの緊急雇用の基金を活用し、ICT機器をさらに効果的に授業改善に生かすための研修を行いたいと考えております。

以前にも説明をさせていただきましたとおり、手元を大きく映したりという、実物を拡大するなどのような、そういう

活用については、かなり一定の効果が得られているというふうに捉えております。教職員のアンケートなどでも、約7割の先生方が授業にそういうICT機器を生かすことができるというふうに回答している現状でございます。

しかし、とりわけ子どもたちの意欲・関心の向上につながる授業改善という観点におきまして、もう少し活用の仕方スキルアップといたしますか、拡大するだけではなく、調べたり、本当にデジタル機器の活用を、もっと効果的にすることが今回の目的でございます。

中学校区に1名配置しまして、1中2小、その中学校区をその方に担当していただき、その先生方のニーズに応じた支援をしていただこうと思っております。

ですから、機器の準備から授業改善の活用内容まで、トータルでこのコーディネーターが巡回をして指導をしていくというふうに考えております。

期間に関しましては、基金の関係上、本年度の3月末で、この活用は終了というところでございます。

○森西正委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 給食調理業務の委託についてのご答弁をさせていただきます。

以前にもいろいろと議論がございまして、そのときにもご答弁させていただいておりますけれども、小学校の給食調理業務委託につきましては、本市の行財政改革に基づきまして、効果・効率的な学校給食の運営の下で、安全で安心なおいしい給食の提供に、教育委員会が一切の責任を負うという形で実施をしてまいってきたところでございます。

今後も、直営と何も変わることなく、安全で安心しておいしい給食が子どもたちに提供できるようにしていくものと認識をしておるところでございます。

したがって、現時点での給食調理業務等を民間委託から直営に戻すという考えはございません。

続きまして、偽装請負ということが疑われることが多いということでございますけれども、それで直営への見直しはないかということでございます。

本市の調理業務委託におきましては、民間業者に対して、仕様書の中で調理方法や施設、設備の点検方法などを定めた上で業務を委託しております。受託者は、対象となる学校に業務責任者を配置し、調理員を直接、指揮監督をして業務を遂行していただいております。

また、仕事の割り振りや、また調理の順序等の調整は、業者のほうで作業工程表及び作業動線表を作成していただいております。市は契約の履行状況について、仕様書に基づき、また、業者の責任者に対して指示をし、検査、確認を行ってきているものでございますので、法の基準に適合しておるというふうに考えております。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ICTのほうでございしますが、もう既に平成24年6月に、さきのICTのサポーターの派遣が終了していて、7割の先生が一定生かしているけれども、さらにスキルアップをしていくというような点での今回のコーディネーターの配置だというようなご説明でありました。

現状、7割の方が生かし切れていて、さらに子どもの意欲を上げていけるような中身で、どう活用していくのかということでもありますし、それぞれのニーズに合わせてコーディネーターをしていくんだということでもあります。そのコーディネーターを委託する先は、こういったところになるのか。どんな方が来られるの

か。そういうコンピュータやデジタル機器に強いというだけの方なのか、それを教育にどのように生かしてきたのかというノウハウを持っておられる方なのかどうか、その点をお聞かせいただきたい。

それから、この事業は、緊急雇用創出基金事業補助金ということもあって期限があると。今年度末で終了してしまうということなのですが、こうしたスキルアップをしていくために、専門的な知識を持った方が現場に入って、その都度ニーズに合わせて支援をしていくということは、短期間でももちろん効果があるのかもしれませんが、地道に子どもたちの様子を見ながらしていく必要があるのじゃないかなと思うんですけれども、この期間、今年度末、終了の後についての、このICTの活用について、どのように考えて、ICTの活用をさらにスキルアップをしていったり、それから残りの3割の方々も、少なくとも生かすことができるというようなスキルアップに役立てていくための施策を、どのように考えているのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、給食の民間委託について偽装請負ではないと、今のご答弁で、一切の責任を市が持って、直営と何も変わることもなくやっていくんだということで、このまま民間委託を進めていくというようなご答弁でありましたが、改めて、それなら民間委託を進める理由について、聞いておきたいと思います。なぜやるのか。

直営と変わらず、一切の責任を持つということであれば、一切責任を持つ直営でやればいいんじゃないかというふうに思うわけです。わざわざ民間の業者をお願いをして、民間の業者は、その受託の範囲の中、委託金の中で、市の直営と同

じような調理方法、食材を使い、メニューをつくり、チェックをやり、研修を行って、しかも、その中で会社として利益を上げ、次への設備投資に控えなければいけないというようなことになりますと、当然コスト高になるというふうに考えますが、メリットをどう考えているのか、聞きたいと思います。

それから、一切の責任を持つと、直営と何も変わることもなくというふうにおっしゃいましたけども、その安全はどういうふうに担保されるのか。

今、仕様書で細かくいろいろやられると言いましたけど、具体的にどんなところまでやるのか。学校給食の実施基準というのがありますし、衛生基準というものもあったり、それから調理の基準というのも摂津市で作成されているかと思うんですけども、それをどのように担保していくのか、聞きたいと思います。

それから、業者の選択ですね。今度、もしこれを民間委託でやっていく場合に、業者をこれまでではプロポーザル方式で、値段だけでなく、いろいろな項目を設けて、選定委員会を設けてやられたということではありますが、今度、三つの小学校での選定ということになります。その選択の方法と、それから選択の基準、審査ですね、検証をどのように考えているのかについてもお聞きしておきたいと思います。

○森西正委員長 撰田課長。

○撰田教育推進課長 委託の業者ですけども、これまで学校教育現場での支援事業の経験を持っている業者に、プロポーザルで、今後、決定していきたいと考えております。単なるエクセルやワードが使えるようになるというだけでは、学校の授業等に生かすというのは、少しそぐわないところがありますので、そういう

事業展開を経験されているところでと考えております。

その後の、今年度末以降の件ですけれども、とりあえず今年度までは、たくさん入れていただきましたデジタル機器を、より有効に、せっかく買ったものをもっと活用できるということを目的としております。一定3月で終了しました後、効果検証いたしまして、こういうデジタル機器は非常に進歩も速い状況ですので、今後、その機器も含めて、どういう支援が必要なのかということを検討した上で、学校のニーズに応じたように支援していったらというふうに考えているところであります。

○森西正委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 調理業務の委託の件につきまして、2回目のご答弁させていただきます。

まず、委託を進める理由ということでございますけれども、やはり第4次の行革に基づき、民間に任せれるところは民間に任せるということが大原則でございますので、なおかつサービスの低下がないということを前提に、委託を進めているところでございます。

この24年度末におきまして、給食調理員の退職が1名ございます。それと、昨年実施されました職種の任用替え試験におきまして、給食調理員が2名、合格をされ、給食調理のほうから他の部署にかわられるということがございます。合計3名の方が調理業務の現場から離れるということでございますので、それに基づきまして、今回、小学校のほうを民間委託を進めさせていただくということでございます。

この任用替え試験につきましても、行財政改革にも載っておるものでございますので、市の方向といたしましては、4

次行革に基づき、民間委託を進めていくものでございます。

続きまして、安全性の担保ということでございますけれども、安藤委員ご指摘のとおり、文部科学省が示しております衛生管理基準、また市が示しております基準等、かなり市のほうも厳しい基準等を示させていただいております。したがって、その基準等に基づき、誠実に業者の方々には業務を遂行していただいているところでございます。

また、その分につきまして、業者のほうから報告書もいただいておりますので、その点につきましては、安全性を確保していけるものというふうに考えております。

それと、業者の選択の件でございます。この3校につきましても、プロポーザル方式をもちまして、今までの実績、また人員の配置等の提案をいただきまして、価格のみならず、そういった面を含めて審査をしてみたいと考えております。

冒頭の補足説明で部長のほうからもございましたが、より効率的な委託ができるように、3校をどのようにプロポーザルで業者を決めていくかということも検討に入れまして、業者の選定を進めていきたいという考えでございます。

続いて、委託の検証ということでございます。この委託の検証会議につきましては、鳥飼西小学校が委託された年から、平成20年から委託の検証会議ということで、学校給食会におきまして、学校長、PTAの方々、調理員、栄養教諭等が入って委託の検証会議を続けておるわけでございます。

この間、平成24年度につきましては、まだ来月、再来月ということで、検証会議はまだ行っておりませんが、昨年までの委託検証会議の中でも大きな問題はな

く、学校長も安心して任せられるといったご意見等もいただいておりますので、今後も引き続き、この検証会議におきまして、委託業者の業務の様子、調理、配膳、下膳、また、子どもたちへの声かけ等、どういった形で変わりはないか、それ以上のサービスが向上しているかということの検証を見ていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ICTのほうは、ご説明いただきまして、もう一つお聞きしておきたいのは、今回の委託については個々のコーディネーターと摂津市が契約を結ぶものではなくて、ある会社と結ぶんでしょうか。会社との委託契約に基づいて、その委託契約会社からコーディネーターが派遣されてくるのか、それともコーディネーターと直接、契約を結ぶのか。委託なのか派遣なのかという点ですね。

委託と派遣となると、給食の民間委託の、委託と派遣、請負業務なのか派遣なのか、ここ非常に線引きがなかなか難しく、学校現場では、かつては給食でもそうですけども、請負が、実はその作業の工程の中では請負ではなくて派遣だったということで、業務の見直しを図られた自治体もありますし、ALTで、摂津の場合は派遣でしたですかね、でも、1年か2年ほど前、ちょっと問題化しておったことがあると思うんですね。業務の指示命令系統が、どんなふうになっているのかということも、教育現場では非常に重要な問題だと思いますので、その点についても、最後に確認をしておきたいと思います。

それから、給食についてですが、これまでも何度も議論をやっているわけですが、3校同時にということですので、改めておさらいをしつつ、やっていきたい

なと思うんです。

民間に任せられるものは民間にというふうなお話でありました。サービスを低下しないということでお話もありましたが、民間に任せても、非常に問題のあるという業務も当然あると思うんですね。

私は、学校給食というような子どもたちの日々の食に関わる大事な事業、あわせて、今、学校給食法や食育基本法などの制定によって、給食が教育の一環としても非常に、そのあり方であるとか、位置づけがされている中で、それを民間に任せていっていいのかということ非常に疑問に思っています。

学校給食法では、学校設置者が直接、給食を実施することを義務づけているわけですし、衛生管理基準においても、例えば、万一、何か衛生上の問題が起きたときに、保健所の立ち入り等があれば、これは民間業者ではなくて、学校設置者の方が、当然、立ち入りも参加し、業務改善の命令を受けるわけです。

ただ、請負か派遣か、その辺のどこがどう違うのかという点、非常に曖昧なので、厚生労働省が出していますよね。最低限そういった見方をすべきではないかということで、厚労省が出している37号告示ですかね。それから、それでもなかなかわかりにくいということで、疑義応答集も出ているかと思います。

その中で、厚労省の37号告示によって、適切な請負契約なのかどうか。または、これは派遣にみなされて、今の状態は偽装請負だというふうにみなされるかどうか。その判断基準が、この厚労省の37号告示、それから疑義応答集の中で示されているわけで、それに照らして摂津の今回これまでやってきた民間委託、それからこれからの民間委託が、適法な請負委託契約で判断されると胸を張って

言えるかどうかということ、私はぜひ検証していただきたいというふうに思うんです。

適切な請負だとみなされるためには、受託した企業が、労務管理上の独立性というものと事業経営上の独立性という、これが当然、確保されていないと、これは派遣ですよというふうに書かれているんですね。

労務管理上の独立性というのは、委託先において労働者の配置等の決定をみずから行うこと。業務遂行方法の指示を直接行うこと。受託した業者が、直接、働く調理員たちに指示をしなければいけないと。委託をしている摂津市のほうの摂津市の責任者、栄養士や学校長、先生たちが、直接調理師に細かな指導をすることはできない。

しかも、これは口頭だけではなくて、事前に、これは疑義応答集の設問7の中に書かれていることで、これも以前やったと思うんですけども、直接指示はしないけども、発注者作成の、発注者という摂津市ですね、摂津市作成の作業指示書を請負事業主に渡して、そのとおりに作業させていいのか。

これ、先ほどご説明あった、細かい学校衛生管理基準であるとか、調理作業マニュアルであるとか、仕様書であるとか、いろいろあると思うんですが、そういったものを書面で指示を飛ばして、それをやらせるということについて、どうなのかという疑義応答集があって、それには偽装請負だって疑いがあるというふうに言われているわけです。その点はどう考えているのか、聞きたいんですね。

それから、事業経営上の独立性というのは、給食業務の実施責任がどこにあるのかということ、当然、請け負った会社が丸々その業務を、民法上も商法上も、

その他の法律を含めて責任を負うと。

先ほど、もし万が一、食中毒等があったときに、保健所が入ってきて、立ち入りの立ち会いをなさないと、業務の改善命令を受けて、それを受けとめて、それを改善するというのは、もうその請け負った会社が責任持ってやらなければ、この事業経営上の独立性、給食業務の実施責任を負っているとは言えないんですね。その点でも矛盾があるんじゃないかというふうに思いますけど、その点どうなのか。

あわせて、もう一つ、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと。これは、言うたら自己責任の負担で、その事業の目的を達するための必要な機械や設備等を、自分のところでちゃんと準備することができるということですね。資機材等を発注者から、摂津市から借りたり購入したりする場合は、請負契約ではなくて、双務契約、お互いに双務契約で契約を結んでいくことが必要だと。

ましてや、調理室の賃貸契約とか、水光熱費についても、自己負担、業者の負担でやらないと、これは自己責任でやっている請負とはみなせないんじゃないかと。それがもし仮にできないとしても、会社として給食の業務をやるノウハウを持っているかどうかということが問われてくるわけですが、そのノウハウは、その給食の請負の業者は、生かすのではなくて、摂津市のマニュアルにほぼ沿って、直営と何ら変わらないやり方でやってもらうという点では、まさに単純な肉体労働ですね。

もちろん、個々の調理員さんの技術等というのは別ですよ。その会社としての企画であるとか、管理をしていくためのノウハウを生かすことができないという点でいうと、この37号告示とか、疑義

応答集で見ると、今のやり方については、偽装請負の疑いが非常に濃くなってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

杉並区で裁判があって、調理業務の請負契約について住民が訴訟を起こして、契約差し止め訴訟と、それから当時の責任者に対しての損害賠償という裁判が起きたときには、東京地裁は、いや、偽装請負にはならないという判断を下してはいますけども、その中の条文等を見ると、例えば、会社のノウハウを問われる場合に、会社として専門家の調理師の免許を持っている、栄養士の免許を持っているという人が、最低何人、現場にいて、やるんだよということをしているから、それはクリアだよというような、非常に僕はちょっとおかしい解釈だなと思うんですけども、そんなことを言うてはるわけですけども。

そうすると、今度、そういった専門家の方が本当に1年通して雇用され続けているのか、現場に来ているのかどうか。それから、衛生管理基準で言えば、野菜の洗い方が事細かく指示が出ているわけですが、それも独自のノウハウでやっていくというようなことが問われてきますし、そうなってくると、施設は自分たちの使いたいような形でやらなければいけない。となると、与えられたものの中でやるというのは、これは業者にとっては非常に厳しい話かなというふうに思うと、非常に一つ一つ細かな問題を検証していくと、偽装請負の疑いもかけられる可能性が非常に高いと言わなければならないと思いますけど、その点はどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○森西正委員長 撰田課長。

○撰田教育推進課長 委託の内容に関する質問にお答えいたします。

委託は会社と契約いたしますが、派遣という形で行いたいというふうに考えております。

○森西正委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 いわゆる偽装請負という問題がどうなんだということかと思いますが、平成20年から鳥飼西小学校を委託するときに、そういった議論もかなりございました。

給食調理が、いわゆる労働者派遣法に抵触するのではないのか、また、労働派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準として、先ほど安藤委員のほうからございました厚労省の告示第37号で、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、それと労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準の具体化、明確化についての考え方が示されておるところでございます。

それによりますと、委託した業者が請負として認められるには、受託した業者がみずから行う行為として、業務の遂行に関する指示、労働時間に関する指示やその管理をみずから行うもの、それと企業における秩序の維持、確保などのための指示、その他の管理をみずから行うものであること。請負契約により請け負った業務を、自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであることなどが定められております。

これらの点につきまして、当時の担当者や課長が労働基準監督署に参りまして、その見解も確認をしておるところであり、現在の学校給食の安心・安全、安定的という基本原則を守りつつ、調理業務を民間委託することは可能であると、いけますということでの答えをいただいたところでございます。

ですので、今後も、この契約締結に当

たりましては、これらの条件等につきまして、適正に行われるよう指示するとともに、また、業務の仕様書、契約書に明記をし、これまでどおり運用に当たってまいりたいというふうを考えております。

あと、備品等の使用につきましては、これは貸借契約等も締結しておりますので、この件についても問題はないというふうに認識しております。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ICTについては、派遣を受けるということで認識いたしました。いずれにしても、ICTでかなりのお金をかけてパソコンが入りました。地デジ工事もされ、1億、2億円を越すお金だったのかなというふうに思いますけども、活用ができるようにしていただきたいのと同時に、やはり学校の現場で学習指導要領等も変わってきたり、それから学校の様子も大変であったり、現場も非常に人が本当に少ないというふうによくお聞きします。現場は本当に大変な中で、新たなICTと。本来であると、積み上げ式的に準備をして、機器を入れて活用していくというべきものはずなんでしょうけども、上物だけがドンと来て、それに少ない人材の中でどうやるのかということ、押しつけられるという言葉は悪いかもしれませんが、もちろん教育の向上のためにやるということですから。

ただ、その人的な保障がないままに進めていってしまうことについては、やっぱり現場の負担が大きくなればなるほど、ひいては結局、子どもたちにしわ寄せが行くということになりますので、その点もぜひ考慮をしていただきながら、同時に、コーディネーターの期間が終了した後の検証をしっかりしていただいた上、継続的な支援をしていただくことを要望しておきたいというふうに思います。

それから、給食についてですけども、これはいろいろ確認をして、大丈夫だというお墨つきをもらってやるということではありますが、仕様書の中身というのは非常に事細かく出てるんですね。

37号告示と疑義応答集も、一応、基準は多少具体的にはなってきていますけども、しかし、個々の給食の調理業務の中を見ると、非常に細かな作業が出てくると思うんですね。感染ウイルスから守るために、今はドライ形式ですから、よくご説明いただきますけども、汚染されてる部屋と汚染されていない部屋とで、その辺のノウハウは摂津市が調理室を持っているわけですから、摂津市がいろいろと直接指示をしなければいけないということが当然出てくる可能性があると思うんですね。

それから、アレルギー対応についても、以前にもご説明いただきましたけども、本当に多種多様なアレルゲンが生まれている中で、調理員や栄養士が、それに対応できるように、できる限りの努力をいただいている。本当にやりとりというんでしょうか、打ち合わせというのは非常に大事になってきます。その打ち合わせをやればやるほど、仕様書を細かく書けば書くほど、これが何かのすれ違いと、偽装請負という告発を受ける可能性が非常にある問題なんですね。

もちろん私、この給食を安全・安心のための給食で、市が責任を持ってやるという点で、民間委託とはいえ、摂津市が責任を持つ上では、細かく基準を設けている摂津市の基準を守ってもらい、それをちゃんと約束どおりやっているかどうかチェックをしたり、やるということは、いわば当然のことだと思うんです。

逆に、それをやらなければ、丸投げの、食の安全を守ることができない、公的責

任を放り出すことになって、それこそ私  
たちも大問題だと言わなければならない  
わけですが、それをやっておられるとい  
うことは、市の公的責任をしっかりと  
そうとしているが上の、いろいろな指導  
だと思うんですが、その指導をすればす  
るほど、することについて偽装請負の疑  
惑がかかってくるようなものというのは、  
本来、労働者保護と、それから学校給食  
をやるための目的、これを一緒に考え  
ること自体、相容れないものだと思う  
んですね。それを無理やり、効率化とい  
う名の下に持ち込んできているから、こ  
んな問題が出てくるわけですし、自治体  
によっては、労働局のほうからの指導が  
あって、民間委託から直営に戻したり、  
業務改善命令が出されたりしている自治  
体もあります。

業務改善命令が出れば、迷惑を受ける  
のは子どもたちであったり、学校現場で  
あったりするわけですね。

ひどいところは、埼玉県のある市なん  
かは、そういった仕様書ですとか、市の  
調理基準を守れとか、それから検証を受  
けろとか、職員の研修をなささいとかい  
うようなことが偽装請負の疑いを、指導  
を受けると、そこの市は何と、その民間  
委託をやめるのではなくて、ああ、じゃ  
あ、そういう指導を全部やめますといっ  
て、当初の約束をほごにして、全部民間  
に丸投げするような、本末転倒なやり方  
をしてしまったような市もあるんですよ。

そうすると、本当に摂津市の教育委員  
会が摂津の子どもたちに、食の安全であ  
るとか、食育を守るということができな  
くなってしまいうわけで、そんなことは  
摂津市の教育委員会は、絶対にそういう  
ようなことはやらないというふうにおも  
うわけですが、そういったいろいろな複  
雑な問題が出てくる可能性のある民間委

託を推し進めようとなると、本当に大変  
だと、ここは言わなければならないわけ  
です。

そういう点では、直営で頑張っていく  
と。今まで、ほかに8校、直営で頑張っ  
ていて、評判が悪いのではなくて、評価  
は高いですよ。市民からの評判も高い。  
子どもからも、おいしい給食だという声  
が上がっているわけで、それは市のノウ  
ハウとして、きちりと守っていく必要  
があるんじゃないかと。

これ、民間委託が今後さらに職員が削  
減されていく中で、退職者不補充であつ  
たり、任用替えで調理員がいなくなつ  
てしまうと、人を補充するのではなくて、  
いなくなったら順繰り順繰り民間委託し  
ていって、全体が民間委託のほうが大  
きくなっていった場合に、今度は、その  
給食の調理業務のノウハウであるとか、  
それから安全を守るための主導権とか、  
そういったものが逆に民間会社のほうに  
移っていってしまう。そうすると、委託  
料金の引き上げ、もしくはサービスの低  
下ということにつながって、一番望ま  
ない形になるということも将来的に見  
なければいけないと私は思うわけなん  
ですね。

そういう点でいうと、やはり直営に戻  
す見直しの時期だと私は思いますが、再  
度、そういうお考えはないか、この議  
論を踏まえて、お聞きをしておきたい  
と思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 先ほど安藤委員から、  
脱法・違法行為があるのではないかと  
いうような質問があったときに、理事  
者側は、そういうことはないというこ  
とでご答弁されておったわけですが、  
そういうことが事実としてあるん  
なら、これは非常に不

名誉なことですし、その辺をしっかりと、委員会として検証する必要があるんじゃないか。

そういうことを、もしか行うようなことになっとなるような状況であったら、これはとんでもない話でありまして、その点を検証する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、委員長のご判断をお願いしたいと思えます。

○森西正委員長 今、渡辺委員から議事進行がありましたけども、委員会としても、事実としてそういうふうなことがあれば、これはもう大問題でありますので、その点、今、安藤委員からも質問ありましたが、その辺どうなのかということも含めて、答弁を。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時 2分 再開)

○森西正委員長 再開します。

和島教育長。

○和島教育長 この学校給食の問題は、私どもでは、やはり今日の財政状況の中で、限られた財源の中で、民間に任せられるものは任せていくという、その観点に立って、そしてそこで出てきた財源については、今日、耐震対策とか、いろんな教育課題、教育上の課題が多くあります。多くの財源を必要とします。

ですから、見直すべきところは見直して、民間に任すところは民間に任せて、その財源を必要なところに充てていくというのが基本的な考え方であり、この学校給食につきましても、検討しました結果、民間委託という形をとってまいったところでございます。

そして、これは最初に導入しました鳥飼西小学校の民間委託のときにも今と同じ議論が、先ほども言いましたけども、

同じ議論が起きました。偽装請負ではないかとか、そのときにも、先ほどご質問の中で出ておりました杉並区の訴訟の問題も出ておりました。それについても東京地裁のほうで「違法性はない」という判決でございました。

そして、また先ほど岩見課長も答弁いたしておりますように、教育委員会でも導入に際しては、労働基準監督署のほうにも、こういう形で契約して、この事業を進めていくけれどもということで判断を仰いで、「違法性はない」という、はっきりした判断をいただいております。そういう上に立って、今日までこの民間委託の学校給食を進めてきました。

そして検証についても、見ておられるかもしれないけれども、年に4回ですか、検証もさせていただいております。保護者の方、調理員、担当者等で検証して、調理現場にも入って、その状況を見て、しっかりした安全・安心の給食が提供できるという自信を持っております。

そして、今日まで何ら問題も起こらず、子どもたちもおいしく食べているとの、そのような報告を受けておりますので、私どもでは今後も、先ほど来、説明いたしております学校給食の民間委託、これにつきましても、適法という判断の下に今後も続けてまいりたいと考えています。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 教育長のほうからお話がありました。胸を張って適法だとおっしゃいましたけども、胸を張られへんと僕、思うんですよ。給食の中身がいいとか、おいしい給食でチェックもできてると、それは胸を張っていただいていると思うんです。仕様書の中身を見ても、本当、事細かに作業手順をチェックして、それをやるんだと。仕様書で契約したらええんやと、労働基準局のほうがいいと

いうふうに言うてるから、それで適法なんだとおっしゃられるかもしれませんが、今後、じゃあ、ずっとこれが適法だと認められるかどうか、それはわからないんです。

なぜかという、やり方によっては、やり方によっては適正な請負なのか、ひょっとしたら脱法的な派遣業務なのか。この判断基準を示すための37号告示と疑義応答集があって、その判断基準に基づいてでしか偽装請負じゃないってことを証明できないわけですから。

そのために、本来、直接指導したいのに、それをできないと。わざわざ迂回して会社を通してやらなきゃいけない。細かい作業についても、書面でしかやりとりができないということになっていて、安全・安心という一番私たちが大事にしている給食の目的を果たす上で、いろいろなシステム、作業をやる上で、偽装請負ということで告発されてしまうという、こんな不幸なことはないわけです。

私が今、偽装請負のここがこうだということじゃなくて、偽装請負の可能性が十分はらんでいるやり方だよということを私は指摘しているわけで、そういうやり方を、今後さらに胸を張って続けていってしまっているのかと。検証会議でも、じゃあ、その偽装請負にならない指示命令系統はどうなのかというところまで、じゃあ、細かく検証作業をやられているのかどうか。

安全な給食のために、こういうやりとりはできてますよと、それは書いてあります。子どもたちの配膳も非常にできてるし、子どもたちの声かけもできていて、何も今の民間受託業者がとんでもないということじゃなくて、よくやっていただいていると私も思っています。

ただ、それをやることで、または偽装

請負になるかどうかというようなことで、本来、調理員とか、受託会社とか、栄養教諭の方々が、そんなことやらなくてもいいようなことまで、チェックをしないと偽装請負じゃないということを胸張って言えないようなシステムを、摂津市がこのまま、どんどん広げていっていいのかということを私は言いたいわけです。そのことは、ぜひ意見として申し上げておきたいと思います。

終わります。

○森西正委員長 ほかにございませんか。  
大澤委員。

○大澤千恵子委員 先ほどの安藤委員の質問の中の学校給食調理業務等委託事業の件なんですけれども、私は、鳥飼西小学校をされて、次の段階で鳥飼北小と、それから味舌小とされる、委託のほうを進めていかれるということですので、それに関しましては、いろんな検証委員会をされているという中で進めていただけたらいいなというふうに思っております。

ただ、財政状況が厳しい中で、先ほど教育長も言われましたように、限られた財源の中で、じゃあ、どれだけ、今度される鳥飼北小と味舌小が、財政的にどれくらいのコストが、いわゆる今の現状よりも浮いてくるのか。そういったことをお聞かせいただきたいということと。

それから、年に4回の検証ですね、これで逆に業務委託にして、私、よかった点というのも必ずあると思うんですね。そのあたりを検証されたところで、この委託にしたから、こういうところがよかったんだよというようなことが、もし今、この現状であれば、それだけお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○森西正委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 今回、新たに行います味舌小学校の調理業務委託をした場合、

どれくらいの削減になるかということで、今現在、味舌小学校のほうには、正規の職員が3名、非常勤の職員が3名ということで配置をさせていただいております。

正規職員1人当たり、平均になってまいりますけれども、800万円ということで考えますと、3人で2,400万円。非常勤職員が、夏休み等がございますので、1人当たり年間約150万、これが3人で450万で、2,850万円、年間かかるところを、今回、補正でお願いしています債務負担行為では、1校、約2,200万円ということでございます。

また、これ2,200万円は限度額でございますので、プロポーザルによって、この金額からまだ下がろうかと思っておりますけれども、それと比較しますと、年間、約650万円程度、コストが削減されるということでございます。

それと、民間委託にしてよかった点ということでございますけれども、やはり今まで直営で配置しておりましたよりも、多くの職員の方を配置していただいております。また、その多くの人ですけれども、一番調理業務の忙しい午前中の時間帯に、集中して入れていただいておりますということで、子どもたちへの配膳時の声かけ等も十分にいただいていることもございますし、あと、それだけの方々でしていただいておりますので、職員の方が急なご病気とかでお休みになった場合でも十分対応できるというような状況がかなりメリットとして出てきているのかなというふうに考えます。

○森西正委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 わかりました。とりあえず今の状態で4回の検証をされているということでございますので、先ほど岩見課長のほうからおっしゃっていただきました良い点というのをもう少し、やっ

ぱり全面的に出していくということと、それからデメリット、こういうところはやはり気をつけたほうが良いなということとは、これから先ほど安藤委員もおっしゃってましたけれども、そういったことも含めて、今後、検証していくべきことではあるかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○森西正委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 今、安藤委員、そしてまた大澤委員からいろいろ聞かされて、最終的に岩見課長、それから教育長の答弁もありました。

私は、基本的に今日の現況の中で民間委託という方向へシフトしていくということは、それはそれなりの意義があると思います。

ただ、今、細かいことで直営と民間との間で、やっぱりいろいろな格差があるのではないかと、また、そのさっき言われた偽装請負ですか、そういうことにつながるのではないかと。いろいろな疑問とございますか、そういうものは、ここだけはなしに、一般論としてあるということも事実だろうというふうに思います。

しかし、摂津市は、現状の中でこうして今回3校、また民間委託にやっていたとことですので、私はこの方法は堅持してもらう必要があるということです。

ただ、ここで一つ出てきたのは、正規の方であれば、年間800万円ぐらいと。パートの人でしょう、同じ時間帯を働いているとは思いませんけれども、150万円と。

ここでいつも出てくるのは、派遣だとか、民間だとかいう中で、こういうところで働かされてる労働者が非常に辛い思いといたしますか、いろいろなことで格差がつけられてると。今、日本が、たと

え正規であろうと非正規であろうと、社会保険であり厚生年金であり、同じようなやはり境遇の中で働けるような体制をつくっていかなきゃならないと。そういうことをしないと、いつまでも格差社会が出て、こういう状態が起こってくるということをよく言われていますし、私もそのとおりだと思うんです。

こうして民間で気持ちよくやっぱり仕事をしていただく方に、まず、子どもにとってどういうサービスがいいのか、一声のかける言葉、愛情ある仕草、その他いろいろが正規よりもずっとよくなったよと、民間の人のほうが、ずっといいよと。

一例挙げましたら、過去に電話の交換なんかの業務で、民間にしたほうが非常に何かこう良くなって、どないになりましたんてなことを、摂津市もですよ、言われたことがあるんですよ。だから、民間のやっぱり良さというものを生かしてもらって、その中で、今言われるような労働問題だとか、いろいろな検証ですね、これは十分にさせていただきたい。

ここで一つお願いしたいことは、うちからは、そういう違法な偽装だとか、脱法だとかいうことは出さないんだというような気持ちを、きちっと一遍、担当のほうから、その辺の責任あることを述べていただければ、私はこの民間委託というものを進めていただく意義はあると思います。

○森西正委員長 和島教育長。

○和島教育長 先ほどもお答えいたしておりますけれども、この問題、私どもでは、きちりと法に基づいて民間委託による安全・安心な学校給食の提供に努めていきたいと思っております。

それで、今おっしゃいましたように、これはもう市全体でいつも言われている

ことであり、市長も言われておりますけれども、やっぱり今の時代ですから、地方公務員として、先ほどの金額の違いとか言われましたけれども、そういう恵まれた労働環境にある中で、一人一人の職員がどういう心構えでこの業務をしていくんだ、市民サービスに努めていくんだということは大きな課題でありますので、私たち摂津市の職員全員が、このことをいつも十分意識しながら業務に努めてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第44号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時20分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

文教常任委員長 森 西 正

文教常任委員 安 藤 薫